

第1回 国土交通省独立行政法人評価委員会

平成13年2月22日

13:00～15:00

霞ヶ関東京會館

シルバースタールーム

【事務局（蒲生）】 それでは、定刻でございますので、ただいまより国土交通省の第1回の独立行政法人評価委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局の蒲生と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど委員長を互選していただくまでの間、私が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第1回の委員会でございますので、初めに、国土交通省の政策統括官の山本よりごあいさつ申し上げます。

【山本政策統括官】 ただいまご紹介賜りました国土交通省の政策統括官をいたしております山本でございます。私は政策統括官という職名でございますけれども、この政策評価を専任で担当させていただくということでございます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。第1回の独立行政法人評価委員会の開催に当たりまして、一言、御礼、ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、1月6日に私どもの国土交通省、中央省庁の再編で国土交通省が発足をしたわけでございますが、行政の効率化、サービス、情報の透明性といったようなことが近年、大変重要性が増してきておると、こういう状況でございますが、平成9年の行革会議の答申にもございましたように、中央省庁の再編、特殊法人等々の改革、あるいは政策評価等々と同時に、省庁の行政の効率化を図るために、行政の実務等を担当するような、業務の簡素化・合理化・効率化を図るために独立行政法人への移行といったようなことも提言をされたわけでございまして、それに向けまして準備が進められ、今年の4月1日からいよいよ独立行政法人が発足すると、移行すると、こういう状況になったわけでございます。

私どもの国土交通省につきましては、12の独立行政法人に移行するということになっているわけでございまして、そのうちの自動車検査の関係の法人を除きまして、11につ

きまして4月から独立行政法人化すると、こういうことでございます。約1,800名余の職員等を有する11の法人が移行すると、こういうことになっておるわけでございます。

私ども、そういう独立行政法人が今後、効率的に事務を執行していくために、こうした評価委員会を設置をさせていただきますして、そこで諸先生方のいろいろなご意見、ご提言をいただきながら進めていきたいと、こういうふうにしておるわけでございます。

法令の関係、あるいは企業会計の関係、あるいはマスコミの諸先生方の識見をご頂戴をいたすと同時に、土木、あるいは建築、あるいは航空、港湾等々といったような専門の立場からの独立行政法人の業務の執行のあり方といったようなものについて、忌憚のないご意見を具申をいただきたいと、こういう趣旨をお願いを申し上げているということでございます。

早速、4月からということでございますので、私どもといたしましては4月の発足までに、独立行政法人に関する中期の目標でありますとか中期の計画、それから13年度の毎年度の計画といったようなものについて定めなければならないわけでございますが、それにつきましてのご意見を種々頂戴をしたいということで、大変タイトなスケジュールで諸先生方に委員のご就任をお願いし、またこの委員会も急遽、開かせていただいたということでございます。諸事万端、大変行き届かない点がございまして、きょうも大変ご無礼を申し上げましたけれども、急遽、そういう格好で、諸先生方の日程等の調整でも大変ご無理を申し上げたところでございますけれども、そういう事情をご参酌の上、ぜひご指導賜りたいというふうに思う次第でございます。

この委員会等々の運営につきましては、後ほど諸先生方でご審議、ご議論でお決めいただきたいというふうに思っておりますけれども、この本委員会と同時に、分科会を設けさせていただくということで、法令上、させていただいておるところでございます。したがって、今、申し上げましたような中期目標・中期計画等々につきましても緊急の課題でございますので、分科会等もご活用いただくような格好をお願いを申し上げたいというふうに思っている次第でございます。

何はともあれ、この独立行政法人がいよいよ4月からスタートし、行政の効率化、透明性をより一層高めていくために、こういう評価委員会で諸先生方にご指導を仰ぐということとよろしくお願い申し上げたいということとを、まず冒頭をお願い申し上げ、またご就任をご承諾いただきましたことを厚く御礼を申し上げまして、大変簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただく次第でございます。よろしくお願いを申し上げます。

【事務局】 それでは、委員のご紹介をさせていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第が一番上に乗っておりますA4縦型の資料を御覧ください。全部で44ページの資料になっておりますが、議事次第も入れていただきますと、資料1から資料11までそれぞれございます。資料1が2ページ目からの名簿でございます、資料2が4ページからの名簿関係、資料3につきましては6ページに、委員会の運営規則を入れております。資料4が8ページ目でございます。資料5が10ページからの独立行政法人制度の概要関係でございます。資料6につきましては、13ページからになっております。次が資料7でございます、こちらは16ページからの資料になっております。次が19ページから資料8、独立行政法人の概要につきましては資料が32ページまで並んでおります。資料9につきましては33ページからということで、資料10、11がそれぞれ参考資料ということで関係法令の抜粋をつけておる形で、全体で44ページの資料になっておりますが、脱落、落丁等ございますでしょうか。後でまたその段階でありましたら、差し替えさせていただきたいと思いますが、この資料に基づきまして議事を進めたいと思います。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

一部委員の先生方にはまだ遅れていらっしゃる方がいらっしゃいますが、またおいでいただきましたら、その際に改めてご紹介をさせていただきます。

委員に就任された皆様方でございますが、お手元の委員名簿、資料1、2ページのとおりでございますが、初回でもありますので、事務局から本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。50音順にご紹介させていただきます。

(出席委員紹介)

本日、ご出席の委員の皆様は以上でございます。なお、任命状につきましては、後日、郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会でございますが、委員並びに臨時委員、計34名のところ、現在までのところ23名のご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりまして、議事を行うために必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

なお、委員会のもとには審議の実効性を担保するために、その業務量等を勘案しまして、独立性が高いと判断される分野を分けまして、全部で6つの分科会が設置されておりますが、それぞれの分科会に属するべき委員、臨時委員につきましては、国土交通大臣が指名することになっております。お手元の資料2、4ページをお開きください。こちらに各委

員の皆様の専門分野等を勘案いたしまして、分科会の構成のバランスをとりまして、この名簿にありますように、各分科会の所属委員、臨時委員の皆様を指名させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

現在の委員及び臨時委員の皆様は以上であります。臨時委員につきましては、審議の充実を図る等の観点から、今後、若干の追加をさせていただくことを想定しております。追加のメンバーにつきましては、後日、追加の委員名簿を送付することにより、委員及び臨時委員の皆様にはお知らせさせていただきたいと思っております。

なお、今日は独立行政法人に移行します機関を所管する部局の責任者も事務局の後方の席にて審議を拝聴させていただいております。後ほどの議事の中で、各独立行政法人の概要の説明等におきまして、適宜、委員の皆様のご質問等にお答えさせていただく予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、国土交通省独立行政法人評価委員会令に基づきまして、当委員会の委員長を互選いただきたいと思います。

いかがでしょうか。五十嵐委員、お願いします。

【五十嵐委員】 それでは、ただいまご指名にあずかりましたので、私から本委員会の座長をご提案させていただきたいと思っております。

このような委員会あるいは審議会等で、常日ごろから広くご活躍いただき、かつ非常に上手に取り仕切ってくださっていらっしゃる木村 孟先生にお願いしたらいかがかと。先生はご承知のとおり、大学評価・学位授与機構長でいらっしゃいまして、本委員会の趣旨からしましても、大変適切な方かと存じ上げますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 今、五十嵐委員から木村委員のご推薦がありまして、今、ご同意をいただいたということで、ただいまのご賛同をもちまして、木村委員に当委員会の委員長にご就任いただきたいと思います。

それでは、木村委員長にご就任のごあいさつをお願いするとともに、以後の進行につきましては、木村委員長にお願いしたいと存じます。

それでは、木村委員長、よろしくお願い申し上げます。

【木村委員長】 ただいまご紹介いただきました木村でございます。よろしくお願いいたします。

私が勤務しております機関は、昨年度まで、学位授与機構という名前でしたが、

昨年の4月に改組・拡充され大学評価という名前が付け加えられました。そういうことで、世間からは、私が評価の専門家であるというふうに思われているようでありますが、私どもの評価も、どうにかスタートラインについたばかりということで、私、決して評価の専門家ということではございませんので、その辺、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは委員長として、簡単にごあいさつを申し上げます。先刻、ご承知のことかと思いますが、独立行政法人化、いわゆるエージェンシー化は、中央省庁等改革の基本理念を実現する上での大きな柱の1つとなっております。独立行政法人は、通則法、特別法という2つの法律を持っております。通則法には、これはすべての独立行政法人に適用される法律でございますが、業務につきまして、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、確実に実施されることのみならず、適正かつ効率的にその業務を実施することを通じて、国民に対して質の高いサービスを提供するということが書かれております。そういうことで、新しく発足いたします独立行政法人に対する国民の期待は大変高いというふうに私は考えております。

国土交通行政は国民生活に直結いたします幅広い行政分野が多く、また、他の独立行政法人にも増して、国民の期待が高くなっておりますことから、この国土交通省の傘下にあります独立行政法人は、国土交通行政の使命を踏まえて、積極的に国民のニーズに対応していく必要があるかと考えます。

次にこの評価委員会の役割であります。独立行政法人を持ってあります全ての省庁は、必ず評価委員会を設けなければならないことになっております。国土交通省の評価委員会は、各独立行政法人が中央省庁等改革の理念や国民の期待に応えられているか否かという観点から、いわゆる外部評価機関として、業務の実績評価や各種意見具申などを行うことにより、独立行政法人をチェックしていくものであります。当委員会におきましても、専門的、実践的な観点からのみならず、国民の視点に立った審議を通じて、委員会としての責務を適切に果たす必要があるかと思っておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いを申し上げます。

私、中央教育審議会に平成7年から参画しておりますが、ほとんどこの会場を使います。私が座っているこの場所は大臣がお座りになる場所です。そんなことから少し場違いな場所に座っているような気がしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座らせていただきまして、議事を進めたいと存じます。

まず委員長代理の選任についてお諮りします。国土交通省独立行政法人評価委員会令第4条第3項というのがございますが、これによりますと、委員長に事故がありました場合に備えて、その職務を代理するものを指名していいということになっております。委員長代理につきましては、本日はご欠席でございますが、事務局と相談の上、一橋大学教授の杉山先生にお願いしたいと存じます。

なお、杉山先生には、事前に委員長代理の就任につきましてご了解をいただいております。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【木村委員長】 ありがとうございます。それでは、委員長代理を杉山先生にお願いするということにいたします。

引き続きまして、本日の議題に入らせていただきます。

まず、これは非常に大事な案件でございますが、本委員会の運営に関する規則等についてお諮りをしたいと存じます。影山政策評価官のほうからご説明をお願いした後、審議に移りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【影山政策評価官】 事務局を務めさせていただきます政策評価官の影山でございます。よろしくお願ひいたします。大変恐縮でございますが、座ってご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料3に運営規則(案)ということで用意をさせていただいておりますので、これについてご審議をお願いをしたいと思います。6ページでございます。これはご案内のとおり、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるという政令の規定に基づきまして用意をさせていただいております。

第1条から第4条まではいわゆるこの手のものの例文的なものでございますが、特にご審議をお願いしたい点でございますが、第5条、会議の公開という部分でございます。これも皆さんご案内のとおり、私ども行政関係につきましても、情報公開ということが国民から求められております。そういう流れの中で、できるだけこの委員会もオープンにというスタンスでご用意をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、ここにありますように「委員会の会議は、原則として公開」ということにさせていただきたい。「ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない」ということで、審議上、非常に支障を生じるようなもの、そういうものについてま

で公開しますと、逆にこの委員会を設けさせていただいた本旨にもとってしまう部分もあるのではないかとということで、こういう規程にさせていただいております。

第2項で、その具体的な中身については、別途、委員会で定めるということで、これは後ほど申し上げますが、資料4のほうで具体的にその範囲について案を用意させていただいております。

それから、第6条に分科会の議決ということでございます。これも政令のほうで、分科会の議決をもって委員会の議決にすることは、委員会で決めれば、それは可能だよということになっておりまして、これにつきましても、具体的にどの範囲についてそういうものにしようかということにつきまして、またご審議をいただきたいということでございます。

それから、1枚めくっていただきまして、あとは分科会の運営につきましても、委員会と同様に招集、あるいは会議の公開等については、これを準用させていただいて、同様な扱いにしてはいかがかということでございます。

具体的な会議の公開についてのご審議の材料ということで、8ページでございます。これは議事の公開に関し必要な事項についての委員会の申し合わせのような位置づけにさせていただいてはどうかと思っております。1つは、本文にはいりませけれども、会議の傍聴というところでございますが、これは議事の混乱防止という、ある意味では事務的な観点でございます。スペース等の関係で人数を制限する必要も出てくるかもわかりませんので、そういう意味で、あらかじめ私どもの事務局のほうに登録を受けていただくということです。議事の混乱を防止するために、こういう運用をさせていただいたらどうかと。中身的には、あとは当然のことでございますけれども、会議の開始後に出たり入ったり、あるいは会議の進行を妨げる行為というものはしていただいておりますということが書いてございます。

特に問題でございますのは、第2にございますように、会議を非公開とする案件ということで、先ほど申し上げましたように、できるだけ公開という方向で行きたいということでありますので、限定的にここを書かせていただいております。具体的に審議の円滑な遂行に影響を生じるものとして、どういうものかということでございますけれども、3行目にございますように、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件としてはいかがかと。と申しますのは、やっぱり実績の評価というのは、当委員会あるいは分科会で審議する重要な案件でございますけれども、1つは、やはり個人情報にかかわるような事柄の出る可能性もあるのかなという点でございます。それから、やはり委員の皆様方に、これは

厳しい意見も含めて、いろいろな自由なご発言をしていただくという場づくりという意味でも、やはりオープンにして物が言いにくいねという声も一部ございましたものですから、そういうような関係で、審議の自由な場づくりということで、この部分については非公開ということにさせていただいてはいかがかなと。

ただし、中身について、その後もすべて非公開というのも問題と思われるものですから、次の議事録ということでございますけれども、議事録につきましては、その非公開とすることについての案件につきましても、例えば発言者名を記載しないなどといったような措置を講じて、これをできる限り公表していくということで、中身はなるべくオープンにして世の中にお示しをするということにしてはいかがかなと、このように思っておるところです。

それから、あと第4にございますように、議事要旨をできるだけ速やかに事務局のほうで用意をさせていただきまして、二、三日以内ぐらいには、これは公表できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、第5に会議資料の取扱いでございますが、これも同様に、原則は公表いたしますけれども、やはり個人情報等中にはあるかもわかりませんし、そういうような中で審議の円滑な遂行、あるいは円滑な運営に支障を生じるようなものについては、これも委員会に諮って、非公開、あるいはその他の必要な措置をとるというようにバスケットクローズ的に置かせていただいております。

なお、議事録につきましては、当然、かなり詳細なものになると思いますが、委員の皆様方には事前にご確認をさせていただきまして、自分はこんなこと言ってないよ、それはこういう趣旨だよなどと十分ご確認していただいた上で公表をさせていただくことを考えておるところでございます。

運営規則等につきましては、以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明のとおり、原則として、この会議は公開といたしますが、案件によっては非公開とするという事務局からのご提案です。非公開にするのは、ただいまご説明がございましたとおり、まず個人情報が出る場合です。具体的に言いますと、例えば理事長の給与ですね、これは分科会で議論することになっていきますけれども、この場でも議論をすることがあります。また、次に評価ですから、かなり意見が対立する場面もあり得ますが、自由な討議を可能にするということから、非公開にするのが妥当かと思っております。ということで、ただいまのご提案のとおり、案件に

よって非公開とするということで、よろしゅうございますか。どなたか、ご意見ございますでしょうか。

【五十嵐委員】 質問。原則、公開ということで、私もこれに賛成いたします。

ところで、ここで傍聴人でございますが、この人数等につきましては、特に何人というような規程をつくりませんか。それとも、とにかくご希望があればどなたでもということになりませんか。

【木村委員長】 その辺、いかがでしょうか。

【影山政策評価官】 できるだけ傍聴についても、希望があればと思っておりますが、ただ、物理的なスペースの限界がございますので、そういう意味で、事前に私どものほうに登録ということをお願いをしまして、その会場での収容人数等を勘案して、申しわけないですけども、ある程度以上になれば物理的にお断りしますということもあると考えております。

【五十嵐委員】 例えば先着順とか。

【影山政策評価官】 基本的には先着ということですが。抽選までというほどの人気があればよろしいんでしょうけれど。

【五十嵐委員】 わかりました。

【木村委員長】 ほかによろしゅうございますか。どうぞ。

【工藤委員】 今のことにちょっと関連した質問なんですが、会の傍聴につきましては、例えば何月何日にどこで、どの分科会、あるいはこの会議が開かれるということは、どういった媒体でアナウンスメントをされて、どういった方法で受け付けられるのかということころは、もうご議論は済んでますでしょうか。

【影山政策評価官】 受付の方法まで、ちょっと具体的にはこれから少し詰めないといけないんですけども、というのは、第1回目ですから、まさにこういう方向を委員の皆様にお決めいただきますと、当然、次に具体的にどうするのという話になると思います。例えば会議、あるいは分科会のほうが回数が多くなると思いますので、そういったものは例えばインターネットを使っていついつこういう予定ですというようなことを、やっぱり事前に世の中に公表していくのかなと、こんなふうには思っております。

受付のやり方等については、これからご検討させていただきます。

【工藤委員】 もう1点、それと非常に近いんですが、私もインターネットを使うのかなというふうに想像したんですが、第3項のところにあります議事録の公表なんですけれ

ども、これは例えば要約版をインターネットに載せた上で、実際のペーパーのものをどこかで回覧するといったような、そういった方法については、どの程度、具体的にお考えでしょうか。

【影山政策評価官】 議事録そのものをインターネットに入れるというと、ボリュームがあって大変なものですから、おっしゃるとおり、要約のようなものを出して、議事録本体についてはどこにあるということを、あわせてそれをお示しをして、そこに閲覧に来ていただくということが現実的かなというふうに思っております。

【木村委員長】 ほかによろしゅうございます。

【石原委員】 傍聴人に関してなんですが、傍聴人の中には、この評価を受ける側の方々も含まれるんでしょうか。

【影山政策評価官】 希望があれば、評価を受ける方も拒否はできないのかなと思っております。

ただ、先程ご説明しましたように、非公開とする案件として評価については非公開にというのはまさにそういう趣旨でございまして、やっぱり評価を受ける方々がずらっと、例えばその法人の労働組合の方が多数傍聴しておられたら、なかなか委員も発言しにくいということもあろうということで、そういう場合はちょっとご遠慮いただきますが、そうじゃないときには、基本的に、同じように対応させていただいたらどうかな思っております。

【木村委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

【篤 委員】 もう大体、みなさんおっしゃっているからいいと思うんですけども、こういう評価問題になると必ず、情報の公開が盛んに言われるんですけども、やっぱりこれを徹底させることが、多分、今後の信頼度にも一番かわってくると思うんですね。単に言葉の問題として情報公開を言うんじゃなくて、インターネットを通じてだれでもアクセスできるようにするとか、そこは相当きちんと、情報公開こそがこの委員会のしんばり棒の1つだということをぜひ考えてやっていただきたいと思います。

そして、ほんとうに見たいなというときには、アクセスがちゃんとできるような、そのところを、建前だけじゃなくて、本音できちっとできるような、そういうシステムはきちんとしていただきたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。

議事録のことですけれども、作業は大変ですけれども、やっぱりホームページに出す必

要があるんじゃないでしょうか、議事録自体も。多分、今、ほとんどそうになっていると思いますよ。教育改革国民会議でも全部やりましたし、中教審も全部出ていますから。

【影山政策評価官】 議事録自体をですか。

【木村委員長】 ええ、そのままです。ただし、発言された委員には見て頂いて直していただく必要があります。テープからおこしていますから、奇妙な日本語になっていますので、それをうっかりして見逃すと、ひどいことになります。その辺をきちんと押さえていただいた上で、ホームページに出すということだと思えますけれどもね。

【影山政策評価官】 委員の皆さん方、それで行こうということになれば、私ども事務局として当然そういう方向で対応いたしますが。

【木村委員長】 事務量は相当大変になるかも知れませんが、今、嵐さんがおっしゃったようなことは大切だと思いますから、ぜひそういうふうな方向で進めていただけませんか。

【影山政策評価官】 そうさせて頂きたいと思います。私ども今、考えておりますのは、国土交通省の独立行政法人評価委員会用のホームページを立ち上げて、そこにアクセスすればわかるようなものを構築していければと思っております。

【木村委員長】 議事要旨は簡単ですから、すぐホームページに載せられると思いますが、議事録そのものは結構大変だと思います。しかし、どこそこにあるから見に来いというのでは、今の時代に合わないのではないかと思います。その辺、前向きに取り組んでいただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

【小林委員】 ちょっとお聞きしたいんですが、私、たまたまある県の情報公開審査会の委員をやっております。今回、独立行政法人の職員の位置づけが、国家公務員という位置づけである場合とそうでない場合があるというふうに書いてあるんですが、この国家公務員であるか否かということ等含めて、どこまで情報公開する必要があるのかという議論が、国の情報公開法との絡みでどうなっているのか、ちょっとその辺、もしお知らせいただければ、ありがたいんですが。

【影山政策評価官】 基本的には情報公開法に沿って、その範囲で最大限、情報公開するという事なんですが、国家公務員であるかどうかという今のご指摘は、国家公務員だと守秘義務という別の法律体系での議論があるかと思います。それは逆に言うと、個人の情報にわたること、あるいは特定の個人が特定できるようなことは情報公開法上もオー

ブンにする必要はないわけでありますから、それを職務上知り得た場合に国家公務員たる独立行政法人の職員が外部に出すことは問題でしょうが、それ以外は、原則的にオープンにするという方向でよろしいのではないかなというふうに考えておりますけれども。

【木村委員長】 要するに、できるだけ情報公開していくということについての了解ということでもよろしいんじゃないかと思いますが。いかがでしょうか。

じゃあ、そういうことで、本委員会の運営につきましては、この委員会の冒頭にさかのぼりまして、ただいまお決めいただいたような方向で進ませていただきたいと思います。また、議事の公開のあり方につきましても、今の事務局の案プラス、できるだけ情報公開をしていくということをご了承いただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、独立行政法人制度及び国土交通省独立行政法人評価委員会の役割についてご説明をいただきたいと思います。本件につきましては、審議の効率化の観点から、次の議題にもなっております分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできる事項についてまで一括して事務局からご説明をしていただき、ご審議をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、説明の前に、今、お見えになられた委員の先生がいらっしゃいますので、ご紹介申し上げます。来生 新委員でございます。

それでは、事務局より説明に入らせていただきます。

【影山政策評価官】 それでは、お手元の資料5からでございます。

最初に統括官、あるいは委員長のごあいさつにございましたように、独立行政法人につきましまして、皆様方、もうご案内と申しますけれども、簡単に概要をご説明を申し上げて、それから評価委員会としてどういう任務をご担当いただくかということもあわせてご説明を申し上げたいと思います。

10ページ、ちょっとポンチ絵の入っている資料でございます。独立行政法人につきましては、国の仕事を大きく分けまして、企画部門、それから実施部門と大きく2つに分かれます。この実施部門のうち、例えば海上保安業務だとか、あるいは国税徴収業務といったような、国が直接行うのが適当だろうというものを除きまして、基本的に、できるだけこれは国から切り離して、仕事の目標をはっきりさせ、効率的な組織運営が可能となる仕組みを導入しようということで、イギリスでエージェンシー化というのがもう既に進められておりますが、そういうものを参考に我が国でも導入が図られたものでござ

います。

具体的には、このポンチ絵にございますように、そういう実施部門を分けますと、例えば国が直接行くと、なかなかいろいろの事前の事務手続、あるいは予算上の制約がございますけれども、できるだけ柔軟にやれるような仕組みにしよう。ただし、何でもかんでも野放図じゃなくて、そのかわり仕事の実績が、例えば目標に照らしてきっちりやれているかどうかというものを外部の目でチェックをしますよということで、ここのポンチ絵の上にあります「自己責任」、これが1つの大きなポイントであります。要するに、みずからの創意工夫で仕事を計画的に行って、国民に良質の行政サービスを提供する。例えば予算でも、従来とは異なり今後は渡し切りの運営交付金といったような格好で、その範囲で自由に、各法人の判断で弾力的に執行できる。ただし、定期的に第三者機関が業績を公正・客観的に評価するというので、評価委員会の方でそういうチェックをしていただくことで、この自己責任の確立とともに、成果が上げられるような仕組みにしていくというものです。

残り、いくつか四角で囲んでいますが、これはある意味では、そのための手段というか、ツールのようなものでして、「企業会計原則」を導入しますとか、あるいは当然情報はできるだけオープンにするとか、あるいは「業績給与制」ということで、法人の実績なり、業績を反映した給与システムを導入することで、職員にいわゆる民間マインドといいますか、そういったものを導入して、しかし仕事は国の仕事の一部をあくまで行うわけでありましてけれども、そういったいい面をできるだけ導入できるようにしていこうというものです。

それで、1枚めくっていただきますと、これが政府全体の独立行政法人の予定一覧でして、この4月に移行いたしますのは、政府全体では57法人、約1万8,000名でございます。各省別に並んでございますが、大口といたしますが、多いところは文部科学省の16法人、あるいは農林水産省の17法人、1枚めくっていただきまして、私ども国土交通省は11法人ということで、多いほうでございます。このようなところがこの4月1日の設立に向けて、今、フル回転でいろいろな準備作業をしております。

それから、私ども国土交通省の関係でいいますと、この下のほうにございますように、来年の9月移行と書いていますが、これは9月末までに移行するということですが、自動車検査、いわゆる車検についても、独立行政法人化をしようということ。約1,000名ぐらいの職員規模になると思いますが、それも移行の予定でございます。したがって

て、その際には、またこの評価委員会の評価対象機関になるということでございます。

それが雑駁な説明でございます。次に資料の6でございますけれども、13ページ、評価委員会にどういう審議をお願いするかということでございます。まず、評価委員会につきましては、これはご案内のことと思いますが、私どもの関係では現在、委員29名、臨時委員5名の合計34名の方々を任命させていただいております。先ほど申し上げましたように、後日、7～8名になると思いますが、臨時委員の方を追加でお願いをする方向で、今、調整を進めております。任期が2年で、分科会を6つ作るということになっております。これは、それぞれがかなり業務の特性が違うものですが、11法人と多いものですが、似たものはできるだけ束ねてご審議をいただこうということで、例えば交通関係の3研究所ですと、輸送の安全という共通項がございますし、あるいは教育関係の4機関ですと、教育訓練による人材養成という共通項がありますので、それぞれそこはまとめてご審議いただくということで、6つの分科会を設けさせていただくものです。

具体的な審議事項でございます。14ページですけれども、大きく2つに分かれようかと思えます。1つは、本来の評価業務でございます。2つ目は、独立行政法人の業務運営に関して、大臣が認可するなり、あるいは指示するなりの際に、意見を評価委員会に頂戴すると、こういう立て方になっております。

例えば2の にございますように、評価につきましては、各年度の実績の評価をしていただく。これは後ほど申し上げますが、中期計画というものを各独立行政法人が作りませんが、その実施状況を毎年調査・分析の上、評価いただくということで、一種の業績測定のような形になるかと思えます。それから、中期目標・中期計画の期間が終わりましたら、その総合的な評価もしていただくというようなことがございます。

それから、大臣への意見具申ということで、色々並んでおりますけれども、要は法人に対する重要な決定を行うに際してご意見を伺い、第三者の目から見てどうだろうかということ常々チェックをしていただくということでございます。文章ばかり並んでいてもわかりにくいものから、次のページに時系列で用意させていただきましたフローがございますので、これに沿いまして、簡単に申し上げたいと思えます。

当面、4月1日に発足ということで、今、動いておるものですから、左にございますように、独立行政法人発足までをお願いをするものと、それから今後、毎年度、定期的にお願いをするもの、それから、中期目標期間終了後ということで、私どもの法人の場合、すべて5年でございますけれども、5年後にやっていただくことと、大きく3つに分かれま

す。

発足までには、1つは法人に、どういう目標を持って仕事をさせていくかということで、主務大臣、国土交通大臣が中期目標を指示することになっておりますが、それについて評価委員会のご意見を伺う。それから、それを受けました各独立行政法人が、中期計画ということで、具体的にそれを実現するための計画を作るわけではありますが、その主務大臣の認可の際に、再度、評価委員会のご意見をいただくという、2つの仕事がございます。

なお、新設の場合は、ちょっと下のほうの注、 に書いてございますが、業務方法書の大蔵大臣認可に際しての意見、あるいは役員の報酬等の支給基準、これにつきましてもご意見をいただくということで、かなりタイトなスケジュールになってしまいます。

それから、毎年、定期的にお願ひすることは、年度の業務実績の評価、その場合に財務諸表が出されますので、それに対する意見も言っていただくということでございます。

それから、中期目標期間終了後につきましても、その中期目標にかかる全体の評価。それから、その中期目標期間が終了いたしますと、その法人の組織等について、大臣がそのあり方を検討する、もっと縮小してもいいんじゃないかとか、あるいはこういうところを変えて、もっとこういう部分に重点を置けばいいんじゃないか等、組織全体の見直しをやることに法律上なっておりますが、それについてのご意見も評価委員会からいただくことになっておりまして、非常に多岐にわたってご審議をいただくところでございます。

それで、委員長のほうから、一括して資料7までというご指示でございますので、次のページでございます。これは先ほどの運営規則にございましたように、分科会の議決をもって委員会の議決とすることのできるという部分でございますけれども、その中で、どこまでを分科会の議決で委員会の議決にかえ得るのか、委員会と分科会の分担をどうしていただくかということで、事務局の方で用意をさせていただいた案でございます。

基本的な考え方としましては、やはり11の法人、また14年度からは12の法人になるわけありますので、これらにつきましても密度濃く、あるいは弾力的・機動的にご審議をいただくという意味では、どうしても分科会を活用させていただく必要があると思っておりますし、また、その都度、すべて委員会にお諮りするということもなかなかこれは現実的に難しきろうと思われまます。

それで、大まかに言って、委員会には、全体の委員会でご審議をいただいて多角的な検討をいただくような特に重要な事項、具体的に申し上げますと、独立行政法人の、例えば5年後の運営実績の総決算になりますような中期目標の終了時の総合評価だとか、あるい

は業務の改善勧告といったように、法人に具体的なアクションを求めるような事項だとか、また、中期目標とか中期計画をつくる際のご意見、これは各法人の基本的な運営方針にかかわる事項でございますので、そういったようなものは、やはり全体の委員会で多角的にご審議いただくべき事項かなということで整理をさせていただいております。これが1でございます。

1の1)のほうは、これは委員会の組織・運営の話で、当然だろうと思っております。

分科会の方は2に整理させていただいておりますが、例えば個別性の強いものとか、実務的な性格の強いものとか、あるいは臨時的・弾力的に、タイムリーに対応していただく必要があるようなものについては、分科会の議決をもって委員会の議決ということにさせていただいてはどうかと。

ただ、その場合も、全く分科会間のバランスが欠けるというのも問題ですので、委員長の同意ということを入れさせていただきまして、全体のバランスを委員長に見ていただくというような仕組みではいかがでしょうかというものです。

具体的には、その下に書いてありますように、各事業年度の業務実績の評価なんかも、分科会でお願いしないとなかなか大変であろう。11ないし12法人ございますから、法人ごとの評価を、仮に三、四十分でやっても、すぐ7時間、8時間はかかってしまうことになるものですから、毎年度のものについては、ある意味では業績測定がメインということもあり、各分科会の議決をもって委員会の議決にさせていただいてはどうかと。

ただし、評価結果につきまして、毎年、定期的に全体委員会を開催させていただきまして、各分科会からこの評価結果をご報告いただくというような場、これは分科会同士の意見交換なり情報交換、あるいは委員会としての一体性を確保していただくというような意味でも必要だろうと思っております。

次に、意見具申関係でも、個別的、実務的、あるいは臨時的なものということで、からまで挙げさせていただいておりますが、こういったものは分科会の議決で足りるのではないかとございまして。

なお、附則という形でお示ししている部分、これは大変恐縮なんですけれども、実は私の先ほどの説明とは異なるわけですが、中期目標とか中期計画は、本来は法人の基本的な運営にかかわる話でございますので、時間さえあれば、全体委員会で多角的にご検討いただく事項だと思っておりますけれども、何しろ4月1日にこの法人を発足させるということが、法律上、決められておりまして、大変時間的制約もあり、緊急やむを得ない措置と

ということで、発足時だけは分科会の議決をもって委員会の議決にさせていただくということをお願いしたい。正直申し上げまして、実は本日の委員会も、何日間か委員の皆さん方に日程をいただきましたけれども、なかなか定足数に達する日が選定できなかったということで、大変お忙しい先生方ばかりなものですから、そういうこともあり、できれば分科会の議決で足りるということを発足時の緊急避難的な措置ということをお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。ただいまのご説明であります。15ページのこのフローチャートをごらんいただくのが一番わかりやすいかと思えます。フローチャートの一番右側に評価委員会というのがありまして、一番最初の意見聴取、意見聴取というのが3本、大きな枠の中に初めが2つ、次の枠の中、毎年度というところに意見聴取が1つありまして、あと次、毎年度とそれから中期目標期間終了後というところに、非常に太い矢印が評価委員会に入ってきております。一番主な仕事はその太い矢印の部分であります。資料7の16ページの1の(2)ですね。そこにまとめて書いてあることが太い矢印でまとめられております。一番最後にもう1つ、意見聴取という仕事があるということでございます。

これについて、ただいまからご審議いただきますが、1つだけポイントがありますのは、附則のところでありまして、時間的な制約もあります関係から、発足当初だけは、15ページのフローチャートの一番上の意見聴取、その2つの項目について、本来はこれは全体の委員会でやるべきものでありますけれども、これについては、今回だけ分科会の討議ということをお願いしたいということでございます。これは独立行政法人への移行が決まりましたから発足するまで時間がなかったということで、各省庁とも大変混乱をいたしております。多少、発足当時はこのような便法を講ぜざるを得ないという状況かと思えます。そういうことを踏まえて、ただいまのご説明に対してご意見をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

【後 委員】 今、ご説明があった点で、ちょっと確認させていただきたい点がございます。私たちの委員の任期は2年ですけれども、中期計画というのは5年ですよ。普通、例えば取締役の任期と監査役の任期、どちらが長いとか、そういうことを考えますと、要するに形式的な要件ではございますけれども、監視するほうが当然長いと。そのことによって継続性を担保するですとか、当初、どういう趣旨でこの計画ができたとか、そう

ということがちょっと知りたいんですね。もちろん再任は妨げないでしょうから、問題はな
いかもしれませんが、その点、ちょっと確認させてください。

【木村委員長】 お願いいたします。

【影山政策評価官】 確かに取締役と監査役との期間の差はございます。そういう意味
では、2年がいいのかどうかというご指摘、十分、私どもも分かるんですが、大変恐縮な
んですが、任期については政令ということで、政府全体で2年というふうに決まってお
りまして、特にうちの関係だけがというわけではございません。通常の審議会の委員の先生
方の任期は一般に2年ということもあって、多分、それにならったのではないかなと思わ
れます。

今、おっしゃったように、当然、再任というものを妨げないということでございますの
で、私どもご指摘を十分踏まえまして、今後の運営は考えていきたいと思っております。

【木村委員長】 ありがとうございます。ただいまのご意見、まさしくポイントを突
いたご意見でありまして、私どもも大学評価においても、評価委員の任期は2年になっ
ています。ところが、実際の業務は4年かかりますので、一体、その辺、どうするんだとい
う大議論が出ています。ただ、国会等の審議でも、評価委員の任期は2年とするとい
うことが何度も念を押されていますので、ご指摘のとおりその辺がシステムのうまく動かな
くなる可能性がありますですね。

ほかにご意見、ございませんでしょうか。

【近森委員】 実績評価のことに関連してなんですけれども、いろいろたくさん研究所
がありますから、ここでいろいろな研究成果が出てくると、中には、これは特にまた行政
法人ということになっていきますから、行政に影響する研究成果も出てくる場合があると思
うんです。そのようなときに、17ページの(2)主務大臣への意見具申関係というところ
に、例えばある研究結果が出てくると、従来ある法規をモディファイするとか、あるいは
変えるかしなければならぬような重要な結果あたりが出てきたときには、こういうふう
なことで、行政のほうに関してもこういうふうに変更すべきであるとか、あるいはモディ
ファイするべきであるとかという具申ですものか、その辺の境界がちょっとよくわかり
ませんので、お聞きするんですけれども。

【木村委員長】 今の点、いかがですか。

【影山政策評価官】 17ページの意見具申の具体的な項目というのは、これは法令で
評価委員会の任務であることが個別に定められておりまして、そういう意味では、基本的

に、行える部分はこの定められた任務に限られると思います。従って、今、おっしゃったようなことについて、法令に基づく意見具申として行えるというのはちょっと難しいと思いますが。

本来の意見具申に関連して、そういう意見があったということは、一般的な建議に近い形で残るものと思っております。ちょっとお答えになったかどうかなんですけれども。

【近森委員】 法人の実績評価が主体になるということですね。

【影山政策評価官】 はい。

【近森委員】 わかりました。

【木村委員長】 ということは、そういう場合にも、今、おっしゃったこの7項目には入っていないけれども、こういう意見があったということは、当然、当該機関に対して通知することはできるわけですね。

【影山政策評価官】 通知は十分できると思いますし、あるいは業績評価の際に、評価と合わせてそういう見解を言っていたら、それをまたオープンにするということでもありますから、そういう意見が評価委員会で出たことは世の中にわかるということもございますし、それを受けて、行政サイドはどうするかということも、義務では無いにしても出てくることになると思います。

【木村委員長】 どうぞ。

【加藤委員】 今の点ですけれども、今の回答は事務局のほうは、評価の仕方の問題として意見を一緒にすればよろしいと、こういうふうに理解してよろしいですか。

【影山政策評価官】 評価の仕方の問題としてはあり得るんじゃないかと思っております。

【小林委員】 今、附則の点なんですけど、今回は緊急やむを得ない処置として、附則がそのまま適応されていいと思うんですが、この書きっぷりだと、これから発足する、9月に発足する独立行政法人その他があるというふうに聞いておりましたが、それにもこの書き方だと適応されてしまう可能性があるものですから、その辺はちょっと何か言葉をふれておいたほうがいいのではないかという感じがしますが。

【木村委員長】 そうですね、4月分ですね、これが適用されるのは。

【影山政策評価官】 わかりました。ちょっと工夫をさせていただきます。車検については来年の9月末までですから、時間もありますので、ちょっとそこは、自動車検査のほうも、まだ具体的にスケジュールが決まっていないところがございますので、今のご趣旨

を十分踏まえまして検討させていただきたいと思います。

【木村委員長】 どうぞ、五十嵐先生。

【五十嵐委員】 業務の流れ、15ページについてお伺いいたします。

評価委員会の役目として、毎年度及び中期目標期間のそれぞれについて、評価結果の通知や業務運営の勧告、これを行うわけですが、それを受けて、独立行政法人はまた何か動きが出てくると思いますが、どういう動きがあったかということについては、また公表されるものでございましょうか。勧告だけするということで、それで終わりでしょうか。それとも、それを受けて、独立行政法人のほうはこうしたということをも公表されるものでしょうか。

【影山政策評価官】 ちょっと法令を今、見ておりますけれども、例えば勧告とかなんかは、当然、公表することになっておりますので、それに対して、何らアクションしないということにはならないと思いますが。

【五十嵐委員】 どういうアクションをしたかということも公表されるかどうか。

【影山政策評価官】 特に法令上は書いてないようですけども、当然、それを受けてアクションなり、あるいは報告を行うだろうということを前提にしていると思っております。

【五十嵐委員】 そうすると、おそらくそれも公開されるんですね。わかりました。

【木村委員長】 ほかにございますでしょうか。

15ページのフローチャートでいきますと、最終的には中期目標期間終了後に評価をするということになっていきますね。ものによっては、その中間で業績報告みたいなものを受けて議論したほうが、効率的・効果的な場合もありますね。その辺も今後、お考えになったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【影山政策評価官】 そういう部分はあると思っております、例えば次の中期目標、あるいは次の中期計画というものは、5年たてばすぐに要るわけでありますから、そういう意味では、4年目ぐらいにそういう総括的な議論をしていただかないといけないでしょうし、そのためには、ある程度どこかで中間的なご審議をいただく必要があるのかなと思っております。

【木村委員長】 そうしておく、先ほどの近森委員のご指摘なども、割合取り込める可能性がありますね。

【五十嵐委員】 ただいまのご意見、私、極めて重要だと思うんです。今、委員長のこ

意見、ぜひ実施の上で、そういう運びのことでお考えいただきたいと思います。

【 委員】 質問が2つあります。1つ目は、こういう問題があると、欧米もそんなんですけれども外部チェック機関というのを日本はすぐつくるわけですね。最近、見ていると、いろいろな問題が起こってくる。そういう場合に、内部でチェックする機関というのが一体あるのかどうなのか。この独立法人行政機関の中で、そういう内部チェック機関というのがあるのかどうなのかということが1つ。あるいは、ないとすると、今後つくる気があるのかどうなのか、そのことを1つ聞きたいということと、それから、この委員を引き受けてしまって、結構、大変だなという感じがするわけですね。つまり本気でやると大変だなと段々感じてきた。要するに形だけつくっているのか、こんな言い方をすると失礼だけれども、本気でやると、例えば意見具申だとかということになると、今、非常に時代は激動してしまっていて、例えば長野県の田中知事は8つのダムは要らないと、こう言っているわけですね。そうすると、そういった問題について、県の判断の部分は県の判断の部分でいいでしょうけれども、国もかかわってくるといったときに、行政の予算だとか評価の問題だけではなくて、例えば土木研究所だとか建築研究所がダムが良いのか別の方法があるのか等についてのいろいろなことを意見具申することもあると書いてあるように読めるわけですね。そうすると、ほんとうにダムをコンクリートでやったほうがいいのか、従来型のほうでやったほうがいいのかとか、そういう多分、専門的な議論なんかも、これからは巻き込まれてくるんだろうというふうに思いますよね。そういったときに、そういう評価まで我々は意見の中でかかわっていくのかどうなのか。おそらく僕の予想では、四、五年のうちにダム論の是非等が全国各地で起こってくる可能性は強いと思う。そこら辺の問題というのは、この委員会とのかかわりでどういうふうに考えていったらいいのか。ちょっとその辺も知りたいなという感じがします。

【木村委員長】 お願いします。

【影山政策評価官】 大変難しい問題提起をしていただきました。

最初の自己評価みたいな議論であります。これは、制度上はそういうものは特にはないのですが、私どもが今、聞いている範囲では、各独立行政法人でやっぱり内部で評価をする仕組みを検討しておるところが多いようです。おそらく評価委員会のほうにご審議いただく前に、みずからも内部で評価し総括しようという動きではないかと思っております。

それから、2つ目の問題提起でございます。これはおっしゃるとおり、今後、いろいろな面で変わっていくことも出てくると思います。私ども事務局という立場から言いますと、

評価委員会の役割という話になるわけでありませんが、いずれにしても、初めての仕掛けでございますから、それぞれ独立行政法人をつくった趣旨、要は自主的に、みずからを改革していきながら国民の期待にこたえていくというようなところの独法の自主性というものも、ある程度、伸ばしてやる必要もあるし、そうはいつでも、何でも好き勝手にやるよということじゃないよと。国民の期待とはちょっとずれているねというところについては、やはりチェックをしていただくという趣旨もあると思いますので、ここまでの範囲のご審議、評価をお願いして、ここから先はいいですよというようなたくいではないような気がいたしておりますので、それぞれの法人のつくります計画なり業務の推進過程の中で、そういう問題点が出てくれば、当然、審議をやっていただければいいんじゃないかなと思っております。

【五十嵐委員】 ただいまのご意見で、前者のところでございますが、それぞれの法人では理事会が結成されますね。その理事会で適正な評価を行って外に出してくるものでございましょうね。普通の会社と同じようにやるという、あるいは普通の法人と同じように理事会が責任を持つ、いわば内部チェックですね。

といたしますと、例えばその理事会に、いわゆる社外重役のようなシステムを折り込んでおけば、社会的なニーズを酌み取った評価システムになろうかと思いますが、その点はいかがでしょう。

【影山政策評価官】 非常に当を得たご質問だと思いますが、この独立行政法人、役員構成がかなりスリム化しておりますして、理事というのも、理事長さん以外に、1人ないし2人ぐらいになっています。

ただ、役員会という意味では、それ以外に監事を必ず2名以上置きなさいということになっておりまして、そこでおそらく外部の民間の方を、たしか最低1人は登用するというふうな指示があったかと思いますが、そういうようなことで、役員会という形で、そういう内部の評価、執行体制の強化を図っていくということになろうかと思っております。

【五十嵐委員】 わかりました。ぜひそういう外部の空気も取り込んだ内部チェックの組織をお願いしたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【鈴木委員】 私、東京大学の工学部で外部評価を一昨年、行ったんですけれども、外部評価というのは非常に難しいということをそのとき感じました。1つは、外から見て、

ほんとうにどこまでわかるかということがありますので、先ほどからいろいろ議論をしている自己評価というのが、やはり本質的には最も重要な役割だと感じています。それを外部でもう1度チェックするというような体制をしっかりとっておくことが重要だと思います。

それから、評価方式自体も多くの場合、このような海技形式で実施するわけですが、非常に形式的で、表面的になりますと、どうもよくわからないというままに評価が終わってしまいかねません。意思の疎通が非常に重要になるわけで、意見をもらって、その答申だけではなくて、ある程度、キャッチボールがないと、当然、的確な指摘はできませんし、評価される側もいろいろ反論があるわけです。忙しい先生方ばかりで大変でしょうが、やる以上は、皆さん、先生方もそれぞれの組織に踏み込んでいって、中のことがよくわかるというような体制をぜひ整えていただきたいというふうに思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【工藤委員】 今のことに関連してなんですけれども、私は国土交通省における政策評価のガイドラインをつくるのに参加した経緯がございまして、そのときにも非常に痛感したんですが、外から評価するといいましても、先ほど民間の経営手法ということはあると思うんですが、この研究所とか大学校の性格を見ても、必ずしも通常の会社と同じような論理で回るのかということ、そうでない部分がたくさんあるだろうと。

それを考えますと、例えばここにありますと、財務諸表への意見、これはある程度、客観性を持って言えると思うんですが、実績報告とか、特に中期計画に対して、例えば3年目ぐらいから見直しとかローリングをかけるとして、その間の経緯というのは、外から、あるいは実績値を見ただけではわからないという側面がございまして、おそらくは今、委員の先生もおっしゃられたように、内部評価がまず第一にあって、その上で我々がそれを見るのかなというふうに思っているんですが。そこで質問なんですけれども、この国土交通省における政策評価の実施要項というものは、国土交通省の所轄の独立行政法人の方にもある程度、適用されて、このとおりではないにしても、そこでもある程度、のっとった形で評価を行うというような計画とか、そういったスケジュールはあるんでしょうか。

【木村委員長】 お願いします。

【影山政策評価官】 国土交通省で先般、政策評価の実施要領というものを公表させていただきましたけれども、今の基本的な考え方といたしましては、実施要領はまさに政策の評価を行うということで、内部部局が行うということにして、独立行政法人は執行機関

という位置づけですので、政策評価の対象ではないという整理をさせていただいております。

【工藤委員】 もちろんそうなんですが、今後、独立行政法人の内部評価の基準と申しますか、規程と申しますか、何か手続というのは、決められるようなご予定はありますでしょうか。

【影山政策評価官】 正直申し上げまして、内部評価の基準とかについて、今のところ決める予定は持っておりません。と申しますのは、やはり独立行政法人たるゆえんとして、やはり法人の自主性というものを一方で尊重する必要があるというふうに考えているからです。

それと、先ほど申し上げましたように、各法人がみずからそういう内部評価の仕組みというものを考えているようですので。ただ、例えば何年間かやってみて、どうも今のシステムじゃあまりきちっと評価できないねというような問題が出てくれば、独立行政法人に対して、内部の評価はこうしてはどうかということを何らかの形で指示することがあるかもしれませんが、とりあえず今の段階で申しますと、独法の自主性を尊重しようと、それでまずやってみよう。とにかく初めての仕組みですから、どこまで何がやれるかというのは、今日はそれぞれ研究所等の関係者も来られてますけれども、やはり手さぐり、試行錯誤でやられておりますので、その辺は少し我々も状況の推移を見ていきたいと思っております。

【木村委員長】 ありがとうございます。

【加藤委員】 ただいま問題になりました評価の基準の問題ですけれども、これだけの機関がありますと、どういう物差しで、定量的にやるのか、何を対象にするか、そういうものをはっきりするのも大切な面があるので、そういう意味では、物差しについては、それぞれ分科会に委ねられるわけだから、分科会で議論をしまして、それで我が方はこういう物差しで評価をいたしましたよということを委員会にかけて、それでその調整をどうするかという問題はいろいろあると思うんですけれども、基本的には分科会で議論して、それでそれぞれの一番評価できるようなリーズナブルなスタンダード、物差しなり、定量的になるか定性的になるか、それは必ずしも中身に入らないと定かではないんですけれども、分科会の責任で定義して、委員会の判断を仰ぐと、こういう形によろしゅうございませうか。

【木村委員長】 事務局、どうですか。私はそうだと思っておりますが。

【影山政策評価官】 おっしゃるとおりだと思っております、かなり独法によって業務の特性とかが違ってきますので、なかなか一律の評価基準というのは難しからうと思っております。中期計画あるいは中期目標も出てまいります。それをどう評価するかということ、これは別途、また分科会で客観的な評価基準、物差しのようなものをご審議いただく必要があろうと思っております。

【木村委員長】 松田委員、どうぞ。

【松田委員】 確認でございますけれども、今、お話に出ている業績の評価というのは、組織の業績評価であって、その組織を運営する、いわゆるマネジメントの方々の評価とどう区別するのかという点なんですね。すごく乱暴な言い方をしますと、どんなにいいツールとか評価のシステムがあっても、結局、そこを誰が、どんな人がマネジメントするかというのがやっぱり一番大事で、今、日本の独立行政法人に懸念されているのは、トップのマネジメントの人材が、そういう独立した経営をするといいますが、できるかどうかというようなことが、よく海外のエージェンシーと比べて言われていると思うんですね。

そういう点で、例えば17ページにあります意見具申関係のところでも、業務方法書というのに、多少、組織のマネジメントであるとか、人材の育成であるとかというのも入ってくるのかもしれませんが、それ以外はほとんど財務的な結果の評価でありまして、そのあたりをどう評価の中に盛り込んでいくのかということこそ少し整理したいのです。この組織に対する業績の評価が、今後、その組織をマネジメントする方々への業績評価とどう連動するのか、お考えをお知らせください。

【篤 委員】 さっきの物差しって、すごく僕は重要だと思うんですね。そういう意味で言うと、各分科会で物差しではかった上で、もう一回、全体としての物差しって、一体何なのかという、つまり物の考え方の基本になる哲学ですよ。文書には趣旨とか方法論とか評価する対象は書いてあるんだけど、どういう理念と哲学を持って評価するかということがよく見えないわけですね。つまり、効率さえよければいいのかとか、あるいはむだ遣いさえしなければいいのかとか、そういうことなのか。今、世の中に求められてきているのは、もうちょっと生活者とか、国民とか、消費者のニーズに合ったようなものに大きく方向を変えていくだとか、そういったようなこともむしろ求められてきているんじゃないのかなという気もするんですよ。

そういう意味でいうと、ただここに出された財務諸表だとか、やった業績がよかったか悪かったかということだけではなくて、もうちょっと大きな理念みたいなものも各分科会

では話し合った上で、何かそういう原則をきちっと決めておいたほうがいいなという感じがいたします。

【木村委員長】 ありがとうございます。

それでは、時間も押しておりますので、五十嵐先生にご質問いただいて、お答えをお願いしたいと思います。

【五十嵐委員】 ただいま松田委員及び鳶委員からご意見がございましたが、私は最も重要なところをご指摘があったのではないかなと思うんです。これまでこの方面のいわゆる11関係組織は、国の組織として、いわゆる行政あるいは研究という観点から、きちっと法律にのっとり、間違いないようにやってきたわけです。

ところが、今度はむしろそれから少し外れまして、社会でどのようなものがニーズとしてあるか、またこれからどうあるべきかというようなものを考えながら、いわゆる経営として、組織の発展としてどうやっていくか、ここが極めて重要なものになってくると思うんです。ですから、ただ、効率がいいとか、あるいは決まるとおりやっていたらよい。これでは評価の基準にならないわけで、経営上、どういう工夫があったとか、あるいはまたこういうことについてはどう把握しているかという、いわゆる社会的ニーズを把握し、将来展望を持って動く。そういう評価がなければ何の意味もないと思うんです。そういう意味で、私は今、松田委員及び鳶委員のご意見、これは極めて重要でありますので、少し詳しく、今、お考えのところをお聞かせいただきたいと思います。

【木村委員長】 それでは、お願いします。お答えいただいて、次へ進みたいと思います。よろしくをお願いします。

【影山政策評価官】 皆さん非常にポイントを突いたご指摘かと思っております。

1つ目のマネジメントの評価についてであります。確かに組織運営のマネジメント、結局、どういう形で評価するかということになると思いますけれども、通常、民間企業であれば、例えば業績とか何かで、すぐに役員さんの評価が出てくると思うんですが、独立行政法人でも、今、イメージをされていますのは、中期目標とか中期計画を立てるというのは、そういう目標に向けたマネジメントができているかどうかということが1つの尺度であって、それが目標どおり、あるいは計画どおり達成できなかったという場合に、マネジメントの方々に対して、その結果責任というようなものをある意味では負わせるような仕組みなのかなと理解をしております。

それから、鳶委員からお話がございましたように、理念というか、これは大変大事な話

だと思っております。ちょっとこれはご参考になるかどうかわかりませんが、お手元の資料の34ページに参考で用意をさせていただきましたのが、実は中期目標とか中期計画ということこれから各分科会でご審議をいただく予定でございますが、そのイメージといいますが、一体何を中期目標なり中期計画に定めるんだらうというイメージをもっていたために用意させていただいたんですが、例えば中期目標では、これは大臣が指示をすることになっておりますが、その記載の事項、これは法定事項でございます、例えばこのは、業務が効率化すればいいということで、では、今、おっしゃったように国民に対するサービスとか業務の質の向上を目指す、このあたりが利用者なり、あるいは国民の目線から見てどうなんだらうかという部分。こういう目標に対して、それぞれの法人がどういう計画を立てて、目標にこたえていくか。そういう中で理念、思想が出てくるのではないかと。それに対して、それをどう評価するのかということにつながっていくのかなという感じを持っております。

おっしゃることは大変よくわかりますけれども、委員会で1度、その評価基準の方向性といいますが、検討の視点のようなものをご審議いただくということは、もしそういうことでやろうということであれば、私どももお願いをしたいと考えています。

【木村委員長】 ありがとうございます。それでは、最後に1つだけ、どうぞ。

【後 委員】 すみません、時間がないのに。

先ほど内部評価については考えていないというふうにおっしゃられて、それはその独立行政法人の中で、例えば自己評価、あるいは自己総合評価のようなことも考えていないというふうにおっしゃるのか、その辺は。

【影山政策評価官】 考えていないと申し上げましたのは、例えば独立行政法人に対します国土交通省という意味で、それをこうしろあしろという意味で法人に対して指示をするようなことは考えていないんですが、ただ、各独法で具体的に内部評価をする仕組みを現実には考えておられるようでして、それはそういう自主的なやり方なりご判断というものを尊重するというふうには考えているという意味です。

【後 委員】 すみません、じゃあ、聞き漏らしていたようです。

私自身は、そういう自己総合評価のようなものが前提にないと、要するに対立的な評価基準で外の間が何かかんかと言うということ、例えばアメリカの連邦政府でGAOなんかをかなりやってきて、結局、内部の間はそういうことに従うと、現場の意気が上がらないものですから、それで情報を出さないようにしてしまうと。ますます形式的

な形骸化された評価になってしまうというような悪循環が幾つか続いた後で、要するにきちんと自己評価、それぞれの例えば現状に合わせて、きちんとリニューアルしているか、中期計画なりをきちんと毎年、見直しをしているかというようなことを、むしろ外部からかなり相手の自立性を尊重して、きちんとそのポイントだけを押さえていくというような、相互補完関係のようなことができて初めて現場が元気になって、しかも効率がよくなるというようなサイクルができたわけなんですけれども、その点で、あくまでも内部のそういったようなことを基本にしないとまずいんじゃないかなというふうに考えまして、今、ちょっと発言させていただきました。

【木村委員長】 ありがとうございます。多分、評価で一番歴史を持っているのは、エージェンシーの評価の関係で英国だと思います。大学評価については、英国も最初のところはあまり自己点検・自己評価ということを重視していなかったんですが、結局やってみて、やっぱり自分で点検評価をして、それを出してもらって評価するのが一番効率がいい、評価として機能するという結論に達したようでありまして、そのことは我が国でも絶対踏まえなきゃいけないことだと思います。自主性がまずあって、それを外部から評価することになるかと思えます。

ただ、国土交通省の場合には、例えば土木研究所などは研究者がどのくらいいるんですか、相当たくさんいますよね。そうすると、分科会に個別の研究者に評価まで全てお任せするというのは大変ですから、事によると、前段階として、ピアレビューみたいなものを作る必要があるかもしれませんね。それを分科会に出していただいて、それを評価していくというプロセスがあるいは要るかもしれない。全ての機関で必要だとは言いませんが、研究に大きな比重があって、研究員が多いようなところでは、それをやらないと、ちょっと無理なのではないか。

それから、鳶さんのコメント、非常に評価について大事なことなんです、なかなかこれは難しいんですね。というのは、評価というのはどうしても過去の実績に基づいてやりますから、これから伸びようとか、それから方向転換をどうするかというようなことはなかなか評価だけでは出てこない。そういうことから、やはり分科会での議論というのは非常に大事なんじゃないかなという気がします。果たして国民が何を求めているか、社会が何を求めているか、そういうものをインフラの整備に生かしていくような指針がこの分科会が出るかどうか、その辺は難しいと思いますけれども、ご議論をいただければと思います。

それでは、少し時間が押してまいりましたので、次へ進ませていただきます。ただいま大変貴重なご意見をいただきましたので、それを踏まえて、いろいろ評価のデザインに生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まだ大きな議題が残っております。国土交通省所管の独立行政法人、11あるんですか。これ、5ずつでも55分かかりますから、勝手申してすみませんが1~2分をお願いいたします。詳しくはそれぞれの分科会でまたご説明いただけたらと思いますので、ここでは概要だけということをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【影山政策評価官】 今、委員長から言っていただきましたように、ちょっと時間の制約がございますので、せっかくこうやって一堂に会していただいておりますから、簡単でございますけれども、総括表でざっとご説明を申し上げたいと思います。

最初に申し上げましたように、それぞれ所管課の責任者も後ろに参っておりますので、ここを聞きたいなと思うことがございましたら、後ほどご質問等をお受けするというところでやらせていただきたいと思います。

なお、現在の研究所などにつきましてのパンフレットをお手元にお配りしております。これは重いものですから、後ほど、郵送でもお送りしてと考えていますが、参考までに、参照していただければと思います。

それでは、資料の20ページに総括表をつくっておりますので、これでイメージだけをつかんでいただくという、ちょっとうまくご説明ができるか分かりませんが、まず、独立行政法人土木研究所でございます。ここは業務概要に書いてございますように、建設事業にかかわります土木の技術的問題を解決するというところで、幅広い、土木一般についての汎用的な技術研究をやる、そういう性格の研究所でございます。移行職員はここにありますように216名でございます、予算規模は65億円前後ということです。土木研究所の成果の一例ということ为例えて申し上げますと、平成7年の阪神・淡路大震災では、ご案内のとおり阪神高速道路の橋りょうが倒壊いたしましたけれども、その際の橋りょう倒壊メカニズムというものをこの研究所で解明しまして、耐震補強工法を開発をしたとのことで、全国3万を超える橋りょうの補強がそれによって実施されたと、こういったような実績がございます。

次に、建築研究所でございます。これは建築関係と都市計画関係についての、ここも基礎から応用までの幅広い分野の研究開発を実施しているところでございまして、移行職員が98名、予算規模24億円と少し小ぶりでございます。ここでは、例えば実大構造とい

うか、実物大のことだと思いますが、実大構造物の実験室で7階建ての規模の試験体の設置が可能でして、建築の耐震性、あるいは防火性に対する研究をそういったところで行う。あるいは、また発展途上のいわゆる地震国から若い研究者等を招聘してきておりまして、これまで約1,000名以上の人々がここを活用しているというような実績がございます。

それから、3つ目でございます。交通安全環境研究所、ここは現在、交通安全公害研究所とっております。ここに書いてございますように、事故発生メカニズム、あるいは排ガス・騒音といったような環境問題、こういったものについての研究・開発、あるいは自動車の保安基準といったような審査と、こういうようなわりに行政に近い部分もやっております。移行職員が約100名強、予算が30億円ということでして、ここの研究所の最近の活動でいいますと、例の営団日比谷線の中目黒での列車衝突事故がございましたけれども、その原因究明もこの研究所が協力をしているというように聞いております。

その次でございますが、海上技術安全研究所です。ここは現在、船舶研究所とっております。これは海関係といたしますか、海上交通の安全を守るための基準だとか、海洋汚染防止のための基準といったようなものの基盤となる研究をやるとか、あるいは革新的な技術開発等をやっているということでして、最近の例ですけれど、ハワイでのえひめ丸沈没事故の政府調査団に当研究所の職員が専門的な立場から参画をするということになっているようです。

その次でございます。電子航法研究所というところで、電子航法というのはなじみにくいかもわかりませんが、要は電子技術を用いまして、航空機などの航行を支援するシステムでございます。それが研究でございます。これもまた話題にしているのかわかりませんが、先般の日航機のニアミスで有名になりましたけれども、自動衝突予防装置のACASというそうですが、ここが研究開発をしたというふうに聞いております。

それから、次ですが、港湾空港技術研究所でございます。これは現在の港湾研究所です。港湾、あるいは空港という特定の社会資本に特化した研究をするところです。ここで話題性があるという例は、大規模波動水路、これは世界最大だそうございまして、要は大波の発生装置を持っておりまして、例えば大型台風が東京湾で起こす波に匹敵するぐらいの波を発生できるということで、波浪等の自然現象の解明、それによる防波堤等の構造形式の開発・研究などをやっているというふうに聞いております。

それから、土木研究所、建築研究所と港湾空港技術研究所についてですが、現在の3研究所のうち、実は国土交通省に残る部分がございます。国土交通省に国土技術政策総合研

研究所というものができまして、そこに移行する部分と、今回の3つの独立法人に移行する部分に分かれるというものでございまして、国に残る部分というのは、国みずからが主体となって直接実施する必要がある部分、例えば技術基準の策定に関する研究を国のほうでやると、こういうふうな仕分けになっていると聞いております。

それから、1枚めくっていただきまして、北海道開発土木研究所でございます。ここは北海道固有の諸課題、要は特異な自然条件を踏まえた土木技術に関する研究ということでございまして、凍結とか、泥炭地だとか、結氷とか、いろいろ北海道特有の厳しい自然状況があるわけですが、そういう問題を解決するために、農業も含めた幅広い土木分野の研究をしていると聞いております。例えば話題としましては、冬期におけるホワイトアウトというんですか、映画の題名にもなったと思いますが、一寸先が見えなくなるぐらいのすごい吹雪によって発生する交通障害の解消に取り組んだ研究をやってございまして、その成果はアメリカの連邦交通省でも活用をされていると聞いております。

次ですが、そこから下は教育機関4つでございます。まず、海技大学校ですが、ここは海上実歴のある船員への教育ということで、要は船員の再教育機関でして、より高度な資格を取得させて、海上輸送を担務できる人材を育てるという趣旨でできており、座学中心のところでございます。

それから、その下にございますが、航海訓練所です。読んで字のごとく、航海の実習訓練をやるところです。商船大学とか商船高専、あるいは海員学校の生徒に対して、6隻の練習船によって訓練しております。そこで船舶職員といいますか、いわゆる船員でいいますと、航海士とか機関士といったような資格の必要な上級船員の養成をするところです。有名なのは、帆船の「日本丸」とか「海王丸」がありますが、そういったものも含めまして、遠洋航海等の航海訓練をやっておるということでございます。

それから、その下に海員学校というのがございます。これは全国に8つ学校がございます。いわゆる中卒を対象とした本科校と、それから高校を卒業してから2年間の専修科校という、大きく2つに分かれておりますが、内航海運における、先ほど申し上げましたような航海士とか機関士という上級船員の養成をすることを主な目的としてございまして、特に本科校につきましては、高卒資格が得られるということで、地域の一般教育機関の1つにも位置づけられているような側面もございます。

それから、最後ですが、航空大学校です。これは宮崎に本校がございまして、まさにパイロット養成機関の草分け的なところございまして、昭和27年に日本の空が返ってま

いりまして、2年後の29年からここはやっておりまして、エアラインそれぞれの草創期のパイロットは皆さん、この卒業生というような実績を持ったところでございます。

このように一概に独立行政法人と申し上げましても、それぞれ大変業務の特性が違うところばかりでございまして、なかなかこれをどう評価していただくかというのは、難しい部分が出てまいると思いますけれども、以上大変雑駁なご説明でございますが、あとはご質問にかえさせていただきたいと思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。時間を気にし過ぎたせいか、少し時間が余ってしまいましたが、何かご質問を。どうぞ、五十嵐先生。

【五十嵐委員】 大変要領のいいご説明をいただきました。

そこでお伺いいたしますが、これらの研究所等、これから評価が始まるわけですが、例えば2つ以上の研究所にまたがるような業務については、これは例えばどこかで調整するか、あるいはしないで自由に任せるかとか、あるいはこれまでこういったものが必要だったにもかかわらず、それぞれその官庁がそういう業務をしてこなかったがゆえに、研究機関もそれに対応はなかった。しかし、今度、新しい国土交通省になって、新しいそういう業務内容が入ってきた。これに対応する研究をどうするか。

具体的に言いますと、独立行政法人北海道開発土木研究所というのがございますが、これはただいまのご説明にありましたように、特に積雪寒冷地におけるいろいろな土木技術を基本において研究しておるわけでございます。ところが、これは北海道ばかりではなくて、積雪寒冷地と言われる地域は、ご承知のとおり、いわゆる雪寒法によって規制されているような本州方面にもたくさんの地域がございます。そういたしますと、いわゆる土木研究所とこの開発土木研究所とがお互いに協力し合おうということにもなりましょうし、また、北海道開発局におきましては、これまで都市行政関係はございませんでした。しかし、今度、新しく国土交通省になりまして、そういう関係の部署が新設されました。

ところが、これまで開発土木研究所には、例えば都市計画、こういったものに対する研究はありませんでした。例えば積雪寒冷地等におきましては、バリアフリーというようなことを考えてみましても、雪のある地方、氷の張らない地方と比べますと、特別な研究、またまちづくりが必要になってくるわけでありましたが、これに対して、おそらく開発土木研究所がまた始めるかと思いますが、こういう点につきまして、いかがなお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。

【木村委員長】 お願いいたします。

【影山政策評価官】 一般的なお答えになるかもわかりませんが、おそらくおっしゃったように、せっかくそれぞれ独立行政法人の研究機関ということでありまして、そこで研究されている研究の成果とかそういったものを、やはりその他の類似、あるいは関係の研究所、研究機関がお互いに利用し合うとか、それは私は当然、そういうことも中期計画・中期目標の中で各関係独立行政法人がお考えになるんじゃないかなというふうに思いますし……。

【五十嵐委員】 そうですね。また、そこを奨励したほうがいいと。

【影山政策評価官】 そういう感じがあると思います。やっぱりそれはまさに業務運営の効率化にもつながるでしょうし、あるいは国民サービスの質の向上にもつながるのかなというふうに思っております。

ただ、問題は、各独立行政法人も何でもかんでもやってもいいということじゃなくて、それぞれ独立行政法人には個別の法律がございまして、そこで業務と申しますか、その独立行政法人の使命がございまして、その使命の範囲のものを基本的にやるということになっておるものですから、その使命の中で、どこまで弾力的に、あるいは多面的にやれるかと、こういうことかなと、一般的には言えると思っております。

【五十嵐委員】 後段についてはどうですか。例えば新しく業務が入ったと。

【影山政策評価官】 そういう意味で、例えば北海道の開発土木研究所の、ちょっと今、個別法が手元にないものですから正確にはわからないのですが、そこの目的にそれがうたわれているかどうかというのが1つのポイントと思っております。

【五十嵐委員】 今度、組織が変わりまして、新しい部署が新設されたわけですよ。例えば都市関係とか……。

【影山政策評価官】 ちょっとすみません、北海道局の方にちょっと聞いてみます。

【北海道局】 北海道局でございます。今、五十嵐先生のお話の後段の部分ですけれども、北海道開発局に新しい部署が新設されましたが、実際に、土木関係や何かやるのは、北海道だとか、それから市町村ということになると思います。新しい部署に対する、そういうところからの相談について、主に積雪寒冷に関するようなこと、冬期のバリアフリーだとか、そういうことについてはやはり研究課題にしなきゃいけないと思っております。なお、主に土木の関係については、従来も土木研究所と開発土木研究所がいろいろ研究成果の交流を行っています。今後もそういう中で分担を決めながら、お互いの成果を生かしながら進めていきたいと思っております。

御指摘の冬期のバリアフリーの問題なんかは、北海道でも研究を進めていかなきゃいけないことだと思っております。

【五十嵐委員】 まちづくりとか、いわゆる住宅という関係はこれまでなかったですね。これが新しく今度、加わったわけですよ。これまでなかったですから、在来の開発土木研究所ではそういう研究はほとんどなかった。ところが今回、業務が変わって大きくなったわけですから、それに対応できるようなものを考えられるべきことが必要かと思うんですが、この点いかがかとお伺いしたわけです。

【影山政策評価官】 ちょっと正確にはわかりませんが、今、北海道開発土木研究所の個別法を見ておりますけれども、北海道開発局の所掌事務に関連する土木技術に関する調査・試験・研究及び開発を行うというのが使命になっておりますので、都市計画の中でも、土木技術に関するものがあれば、それはこの研究所が行う部分があるというふうに解釈できると思います。

【五十嵐委員】 ご承知のとおり、新しく部が開設されましたね。これまでなかったんです。

【木村委員長】 今の五十嵐先生の論点は、中期目標に入れることができると思います。個別法で、これこれこういうことをやるということが決まっていますから、それに抵触するものではない限り、中期目標に入ると思います。それが分科会で適当だと認められれば、それを中期目標としてオーソライズすればいいわけで、その辺は独立行政法人化することによって、フレキシブルに取り扱えるんじゃないかと考えています。むしろそれより、通則はすべての独立行政法人に適用されますから、むしろ国土交通省としてオーバーラップしている部分がないとか、国土交通省としての効率的な運営、そちらのほうが私は今後重大な問題になってくるんじゃないかと思っております。

経済産業省等では全ての組織を変えましたが、その過程でオーバーラップするところをなるべくなくす努力をした。国土交通省に関しては従来の組織をそのまま生かしたという形ですから、多分、今後、適正かつ効率的にやるという立場からすると、1つの省としてこの問題を考えなきゃいけないという事態が多分出てくるんじゃないかと思えます。

松田さん、どうぞ。

【松田委員】 1つはお願いで、1つは質問です。お願いは非現実的かもしれませんが、こういう組織を評価するときに、私どもが全然現場を知らないで評価をするということに対しては、お聞きになる方のお気持ちを考えると、非常に心苦しいところがあります。3

月は時間も限られて難しいでしょうけれども、この期間の中で、それぞれの研究所を訪ねるとかという機会があれば、非常にありがたいと思います。

2つ目の質問なんですけれども、この独立行政法人に移行することによって、顧客の層が大きく変わる可能性、あるいは広がる可能性があるところというのがあれば教えてください。

【木村委員長】 いかがですか。

【影山政策評価官】 まず、1つ目の件でございますが、ぜひそういうことが願いできるなら、現場を見ていただければと思っております。各分科会単位になるかと思いますが、分科会ごとの担当の法人について、じっくり見ていただければ、大変ありがたいと思っております。

それから、2つ目の件につきましては、正直申し上げまして、今すぐにはわからないなという感じがございます。おそらく独法もサービスを上げていって、なるべくいろいろな外部からのニーズに応えていこう、あるいは研究・開発なんかも委託研究を受けようとかやしていこうと思っておりますから、研究所であれば。そういった意味で、顧客の層が広がる可能性はあると思っておりますが、具体的にどの程度、広がるかというのは、今後のそれぞれの努力如何かなという感じもしております。

【木村委員長】 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

【工藤委員】 これは私が分科会でかかわっているからというわけではないんですが、12ページのほうを見ますと、今の北海道開発土木研究所につきましては、農林水産省と共管というふうに書いてあるんですけれども、これは今後、農林水産省との協議というか、何かそのようなものはどのようになるわけでしょうか。もしそういうことがある場合なんですけれども、それを聞かせていただけますか。

【影山政策評価官】 ご指摘のとおり農林水産省と共管でございますが、向こうにも実は独立行政法人ごとの分科会がありまして、既にそこは1度やられたようでございます。中身的には関係の部局のほうで、当然、調整をしているというふうに聞いております。ですから、おそらく評価に当たっても、必要な調整の生じてくる部分については、そういった対応をしていくことになると思っております。

【木村委員長】 ほかにございますか。青山さん、どうぞ。

【青山委員】 先ほどの松田委員のご発言に合わせてお願いを1つ、やはり本来は中間計画をまとめるときにも、私たちはある程度、わかっている発言を申し上げないと、担当

の皆様にも失礼に当たるかと思いますが、今回は時間がないということで、ぜひそういった現場を見せていただくということをお願い申し上げたいと思います。

その現場を見せていただくに当たりまして、1つお願いがあるんですが、これは私の経験からで、あるほかの管轄のところの研究所の第三者評価を受けましたときに、3日間、缶詰になりまして、いろいろな研究内容とか、それから若い方々の考えとかを伺う機会をいただきました。3日間という期間が適切なかどうかというのはあれなんですけれども、とにかく形式的に、ここがこういう研究所でとか、担当されておられる上司の方のご意見だけではなくて、広くいろいろな方の素直なご意見やお考えなりを伺える機会をいただきたいと。

やはり中におられると、自分たちから変えたいと思っても、なかなか変えられないこともございますので、それだけに私たちが踏まえて発言していくことも、よりよい独立行政法人になっていくことかと思っておりますので、ご検討いただければ幸いに思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。英国では教育についての大学評価委員にされますと、1カ所に3日間半缶詰になって、夜は外に出られないという時代がありました。つまり出ると、いろいろインターアクションが働くということで、かなり厳しくやって、委員が参ったということがありました。3日間半缶詰、出張ですから大変ですよ。

いずれにしても、見学会はぜひやっていただきたいと思います。ほかの省庁もかなり積極的にやっておるようですので、それに国土交通省としても宣伝にもなるのではないのでしょうか。よろしく願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

【鈴木委員】 私も国立大学の研究者ですので、研究の評価についてぜひお願いしたい点があります。研究の評価というのは非常に難しく、高い評価を受けた研究が将来、花が開くかという、そういうものでもないという非常に難しい面があります。今、非常に脚光を浴びているような技術の多くは、最初出てきたころは何の脚光も浴びなかったという、そういうものもあります。そういう意味で、純粋な技術の評価というのは非常に難しいわけで、この評価委員のリストを見させていただきますと、財務の専門家の方もいらっしゃいます。投入した資金がすぐ回収できるような研究ばかりでない事を心していただきたいなというふうに思います。

ジャーナリストの方とか、広い立場で見ていただける方もおられますので、研究者の話とかをよく聞いていただいて、将来、日本のために、世界のために、人類のためになるよ

うな研究を、赤字覚悟でやっているというようなところもぜひ評価していただきたいというふうに思っております。

【木村委員長】 その辺は難しい。さっき 嵩さんのご指摘の点と同じなんですけれども、難しいところですね。

ほかにご意見は。

【宮本委員】 この個々の研究所の話じゃないんですけれども、先ほど 10 ページのところ、法人の制度についてという資料があったんですけれども、これの右の下のほうに業績給与制というのが書いてありまして、職員のインセンティブが向上しますというのは、非常にこれは重要なことだと思ひまして、ただ、かなりの研究所は身分を公務員のままだというふうにも伺っておりますので、そういう中で、具体的にこの辺をどこら辺まで自由度を持ってできるのかとか、そういうのは何かガイドライン的なものを示されているんでしょうか。その辺、ちょっとお聞きしたいんですが。

【木村委員長】 どうぞ。

【影山政策評価官】 役員については、公務員給与の現状とか民間企業の役員報酬等を参酌して決めなさいという話になっていて、あと職員につきましても、基本的に業績に応じてその組織の中の労使関係で決めていくと。ただ、移行時に当たっては、現在の例えば給与等について配慮することになるとは思いますが、今後においては、やはり業績とかを反映した形で労使交渉で決めていく、基本的にはこういうスキームになっているということとご理解いただければと思います。

【宮本委員】 そうじゃなくて、ともかく具体的に例えばボーナスにはね返るとか、そういう可能性は十分あるということですか。

【影山政策評価官】 十分あると思います。それはまさに業績を踏まえた労使交渉の問題になると思いますし、あと、運営交付金という格好で国からの補助金でやる場所は、特に研究所とかは大部分でございますけれども、そういう中で、従来の国の予算ですと、費目が決まっています、これはこれ以外に使えないというのがありましたけれども、運営交付金という格好になりますと、人件費であろうが何であろうが、そういう色々なものに、独法の判断で使えるということでございますから、あくまで業績が上がれば、という前提ですが、そういったものにも使うことは可能であると、こういうことでございます。

【加藤委員】 ただいまの、つまり給与等については労使マターの問題だという指摘ですけれども、基本的には公務員の資格を持っておりますから、公務員については当然のこ

とながら、交渉については、給与そのものについては基本的に決まっていると思いますけれども、勤勉手当がございますね。期末勤勉については、必ずしも労使マターの問題じゃないでしょう。その点は、それを国で運用している、いわば業績に基づく評価などについては、独立行政法人においてもぴしっとやってもらおうと、こういう意味でございますか。

【影山政策評価官】　　ちょっと法律用語で恐縮なんですけど、独立行政法人は通則法の中に57条という規定がございます、職員の給与はその職務の内容と責任に応じるものであり、かつ職員の発揮した能力が考慮されるものでなければならないというふうに書いてございます。そして、それぞれの法人が職員の給与の支給の基準を定めて、主務大臣に届け入れるとともに、公表するというのが1つございます。

それから、その支給の基準というのは、今、加藤先生がおっしゃったように、一般職の職員の給料、これは一般に公務員の給料の適用を受ける国家公務員の給与とか、民間企業の従業員の給与とか、それから独立行政法人のそれぞれの業務の実績だとかというものを考慮して定めろということが書いてありまして、ですから、その範囲を逸脱するようなものを、当然お手盛りでやるというわけにはまいりませんし、逆に、一般職の公務員と全く同じようなことでなきゃいかんということもないと。

【木村委員長】　　給与については、各省庁、相当ファジーな部分があって、議論をしている最中みたいですね。公務員型ということですから、ある程度の拘束はあるんでしょうけれども、ただ、それだと、独法化のメリットが生きないということで、かなり自由にやろうとしている気配もありますね。今後の議論だというふうに私は考えておりますが。

ほかに。

【鳶 委員】　　聞いていると、だんだん気が重くなってくるんですけども、要するになぜこういう改革方向が出てきたかということ、やっぱり日本で財政赤字が非常に増えてくる。それから、無駄なお金の使い方が多い。それをもうちょっと効率よくしようとか、しかも独立行政法人にすれば、もっと効率化への意識が変わるだろうとか、あるいは時代環境だとか、国民のニーズが変わってきているんだから、もう少しそういうことも取り入れようということなんだろうと思うんですね。

と同時に、もう1つは、そこへ市場の圧力というものが加わってきている。逆に言うと、市場の圧力は効率とかそういうことだけを求めているような側面もあるわけですね。

しかし、効率と国民のニーズ、理念等をバランスよく、さっき先生がおっしゃられたように、今は見えないけれども、将来、ものすごく大きな花開くというような研究もあるわ

けですから、そういったものをいかにバランスよく評価するかということが大事だと思います。しかし、はっきり言って、僕にとってこれはとても難しいなというふうに思うんですよ。にもかかわらず、こういう委員会ができていうこと、そして同時にこういうことを続けていかなきゃいけないとすると、むしろやっぱりさっき言ったように、内部評価とは別に、つまり行政法人の側から主体的にアカウントビリティというのかな、説明責任というのかな、なぜ今こういうことをやるのかということをやったり積極的に説明できる能力というか、僕らにということじゃなくて、国民に対してですね。そういうことを積極的にやっていかないと、僕は市場に淘汰されちゃう、そういう流れの中に置かれてるんだということをぜひ独立行政法人の方々には認識されたほうが僕はいんじゃないかなというふうに思いますね。

実は僕はきょう午前中、三重県の北川知事と2時間ほど話してはいたんですけども、あそこは評価システム等について非常に先進的なところですけども、3,300あった事業を徹底的に分析したら、説明のできない予算が275あったと言うんです。これが何かというと、ほとんど補助金だとか何とかで、やっぱり利権が絡んでいるところだった。それをオープンにすることによって、それに絡んでいた人たちも結局降りていっちゃったために、275のうち202本の予算が削られたと言っていました。それはやっぱり、きちんと説明ができて、県民が納得するものは残るし、納得できないものはねられちゃうと、そういう時代になったんだということだろうと思うんです。だから、僕らだけが評価するんじゃないで、独立行政法人自身が、やはりこれは将来の国、国民にこうした意義があるんだという、そういう理念を含めた説明責任ができるようなことを、むしろ世間に積極的にやっていただくことが大事なんじゃないかなというふうに思います。

【木村委員長】 ありがとうございます。そのとおりだと思います。よろしゅうございますか。

【後 委員】 先ほど鈴木先生が財務の担当者の方にぜひお願いと言われて、今、名簿を拝見しましたら、3人いるうちの私しかきょう出席できないので、何か説明責任を負わされたような気持ちがいまして、多分これは、例えば企業会計原則を参考にして独立行政法人の会計原則をつくったとか、そういうようなことで何かぎすぎすとしていくんじゃないかというようなことがあるかと思うんですが、要するにその辺はちょっと誤解されたいけないんじゃないかというふうに私自身、懸念するわけです。

というのは、現在では例えば原価も把握されていないというような状況で、これは独立

行政法人だけじゃなくて、本庁のほうすべてそうなんですけれども、要するにそういうツールを使って自分たちがやってきていること、やっていることを数値的に鏡として映し出そうというような装置であるというふうにご理解いただいて、むしろそのことによって、アカウントビリティというのは攻撃されるんじゃないくて、それで自分たちの責任が解除されるわけなんです、それを公表することによって。

ですから、鳶さんが先ほど価値観をきちんと主張してというふうにおっしゃっていたことは、非常に基礎的な研究をされているところが多いわけですから、むしろ自分たちは、例えば2割が今、現実的に効果をもたらしている研究だけでも、我々は2割以外の8割のところ、どの程度、むだをきちんと確保して、将来に備える、あるいは花開かないかもしれないけれども、これは非常に重要なんだということを、むしろそれを材料にして主張していただくということが必要なんじゃないかなというふうに思います。そういう意味での数値をきちんと出すということは、責任を逃れるんじゃないくて、責任を追求されるんじゃないくて、自分たちの責任を解除するためのツールなんだというふうに理解されて、きちんと存在の意義とか基礎研究の意義というのを主張してくださったほうが、むしろいいんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

【木村委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

大変活発なご意見をありがとうございました。委員長を引き受けると言われましたときに、果たして意見が出るかなと思って、相当、心配しておりましたが、全くその心配がなくて、むしろ時間を伸ばしたほうがよさそうな気配になりまして、ありがとうございました。

もう1つ、説明いただく資料が残っているようでございます。資料9についてお願いいたします。

【影山政策評価官】 それでは、資料の説明ということで、資料9、33ページでございます。先ほどフローチャートを見ていただきましたように、発足までの当面のスケジュールということでございます。きょうご議論いただき、決定いただきましたことを踏まえまして、各分科会を実は3月上旬、中・下旬、となっておりますが、一番早いところは、2月28日に第1回の分科会を設定していただいているものもございまして、まず各分科会で中期目標についてご審議をいただき、2回目の分科会で中期計画等ということで、業務方法書とか、役員報酬の支給基準なんかになると思いますが、ご審議をいただい

て、4月の発足に向けて準備を進めると、このような流れになるかと思えます。それぞれの所属の分科会におかれまして、委員の皆さん方にお手間と時間をかけますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、ちょっとここには書いてございませんが、全体委員会につきましては、独立行政法人発足後のしかるべき時期、今の段階でまだ具体的な日程までは未定でございますけれども、一度、委員会を開かせていただきまして、このように各分科会でご審議いただきました中期計画、中期目標について、それぞれご報告をする、あるいは、各独立行政法人、その段階ではすべて責任者が、今日の段階ではまだ決まっておりませんが、その段階では決まっておると思えますので、そういう独法の責任者から取り組み状況なども報告していただくような場を一度、開催させていただければと考えているところです。

以上でございます。

【木村委員長】 ありがとうございます。まだ、ご意見等、多々あるかと思えますが、時間の関係もございますので、本日の審議についてはここまでとさせていただきたいと思えます。

なお、先ほどご審議いただきましたように、中期目標に関する意見具申等は、本来、この委員会で対応すべきものでありますけれども、時間の関係で、ご議論いただきましたように、各分科会においてご審議いただくということにしたいと存じます。その結果につきましては、本委員会の運営規則、先ほどご紹介がございました第6条に基づきまして、委員長の同意を得た上で、本委員会の議決とさせていただくというふうにしたいと思えます。ただし、それは4月発足分ということですね。9月発足の可能性があるところもありますから、それは小林委員のご指摘どおり、別途考えるということにしたいと思えます。

各分科会の運営につきましては、相互の連絡を図って、委員会が一体としてその機能を発揮できることが大事だと考えますので、各分科会におかれましても、事務局を通じて、他の分科会との連絡を図りつつ精力的にご審議をいただくようお願い申し上げます。

また、各分科会でのご審議及び議決の内容につきましては、来年、発足後早々になるかと思えますが、本委員会を開催の予定でございますので、そこでご報告いただき、ご審議を賜りたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

それでは、事務局、お願いをいたします。

【事務局】 本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。本日の審議内容等につきましては、先ほどご審議いただきました議事の公開についての方針に基づきま

して、議事要旨等作成の上、公表させていただきます。

なお、本日、配布させていただきましたパンフレット等の資料につきましては、先ほど事務局からご説明しましたように、後日、任命状をお送りする際に、任命状とともにお送りさせていただきますので、席上に置いてお帰りになっても結構でございます。その他、ご連絡、お問い合わせ事項等ございましたら、資料目次の一番下にあります事務局連絡先までお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして第1回の国土交通省独立行政法人評価委員会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでございました。

- - 了